

前期基本計画 平成30年度 施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

基本施策 : 03 子ども・子育てへの支援

施 策 : 02 安心して子育てができる環境づくり

施策担当職・氏名	児童福祉課 総括主査 佐々木 澄子
-----------------	-------------------

1. 施策の実現状況を明らかにする

(1) 施策の内容

- ・児童手当及び児童扶養手当の支給により、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
- ・母子・父子世帯への支援及びDV被害者保護等の対策を推進するとともに、関係機関とのネットワークにより、児童虐待等の防止と早期発見、早期対応を図ります。

(2) 施策目標値の達成状況

No	この施策に関わる施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値					目標値	進捗状況
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	進捗率(%)	
1	暮らし 子育ての悩みや不安を相談できる人がいる(いた)人の割合 単位 %	56.2	59 58.1	60 59	61 0	62 -	63 -	- 0.0	
2	幸福 子どもが大切に育てられていると感じる人の割合 単位 %	75.3	75.5 75	76 78.2	76.5 0	77 -	77.5 -	- 0.0	
	単位								

(3) 施策を構成する事務事業及び目標値の達成状況

No	事務事業名 事務事業目標指標	推 移	平成28年度	平成29年度 (見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	4 年 後
1	6072 家庭児童相談員設置事業 家庭児童相談員設置数 単位 人	目標値 実績	1 3	2 0	2 -	2 -	2 -	2 -	2 -
2	11153 児童手当給付事業 児童手当給付延べ児童数 単位 人	目標値 実績	87,000 86,625	86,800 0	86,700 -	86,600 -	86,500 -	86,400 -	86,400 -
3	11690 児童扶養手当支給事業 児童扶養手当受給者数 単位 人	目標値 実績	575 547	540 0	540 -	540 -	540 -	540 -	540 -
4	11698 母子・父子自立支援事業 母子・父子自立支援員設置数 単位 人	目標値 実績	1 1	1 0	1 -	1 -	1 -	1 -	1 -
	単位	目標値 実績							

前期基本計画 平成30年度 施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

基本施策 : 03 子ども・子育てへの支援

施 策 : 02 安心して子育てができる環境づくり

施策担当職・氏名 児童福祉課 総括主査 佐々木 澄子

2. 施策の実現に向けての現状を認識する

(1) 施策目標の進捗状況分析

- ・児童手当及び児童扶養手当の支給を通じ、子育て世帯の経済的負担を軽減することができました。
- ・滝沢市児童家庭相談援助ネットワーク会議など関係機関等の連携を密にし、要保護児童への対応及び養育支援を進めることができました。

(2) 施策の実現に影響する社会環境変化

- ・支援を必要とする母子世帯等のひとり親世帯が増加傾向にあります。
- ・児童虐待など児童の養護に関する相談等が増加傾向にあります。

(3) 基本施策との関連性

- ・子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することは、基本施策である「子ども・子育てへの支援」に大きく寄与します。

3. 施策の実現に向けての取り組みを決定する

(1) 施策の達成（実現）に向けた基本計画内の取り組みと方針

- ・児童手当及び児童扶養手当を支給し、子育て世帯及びひとり親世帯の経済的負担を軽減します。
- ・ひとり親世帯の就労支援など、自立のための支援を行います。
- ・滝沢市児童家庭相談援助ネットワーク会議など関係機関等の連携を強化し、児童虐待等の防止と早期発見、早期対応を図ります。
- ・DV防止の意識啓発、被害者からの相談対応及び岩手県配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を強化します。

(2) 基本計画内の取り組みと方針のうち、平成30年度の重点課題

- ・児童手当及び児童扶養手当を支給し、子育て世帯及びひとり親世帯の経済的負担を軽減します。
- ・滝沢市児童家庭相談援助ネットワーク会議など関係機関等の連携を強化し、児童虐待等の防止と早期発見、早期対応を図ります。
- ・子育て世代包括支援センターとしての養育支援事業に取り組みます。

(3) 基本計画内方針及び平成30年度重点課題に基づく優先順位の考え方

- ・子どもや配偶者の身体や生命に関わる事務事業。
- ・法令等で実施が義務付けられている事務事業。
- ・国及び県の制度によって継続的に取り組まなければならない補助事業等。

